

令和 7 年第 3 回 飯塚市議会会議録第 6 号

令和 7 年 6 月 24 日（火曜日） 午前 10 時 15 分開議

○議事日程

日程第 13 日 6 月 24 日（火曜日）

第 1 議案の補足説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第 75 号 飯塚市税条例の一部を改正する条例
- 2 議案第 76 号 飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 議案第 77 号 契約の締結（上堰改良工事）
- 4 議案第 78 号 財産の取得（消防ポンプ自動車）
- 5 議案第 79 号 市道路線の認定
- 6 議案第 80 号 専決処分の承認（令和 7 年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 1 号））
- 7 議案第 83 号 専決処分の承認（令和 6 年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第 3 号））
- 8 議案第 84 号 専決処分の承認（令和 7 年度 飯塚市一般会計補正予算（第 1 号））
- 9 議案第 85 号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）
- 10 議案第 86 号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 11 議案第 87 号 契約の締結（白門井堰改良工事）

○会議に付した事件

第 1 議案の補足説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第 75 号 飯塚市税条例の一部を改正する条例
- 2 議案第 76 号 飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 議案第 77 号 契約の締結（上堰改良工事）
- 4 議案第 78 号 財産の取得（消防ポンプ自動車）
- 5 議案第 79 号 市道路線の認定
- 6 議案第 80 号 専決処分の承認（令和 7 年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 1 号））
- 7 議案第 83 号 専決処分の承認（令和 6 年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第 3 号））
- 8 議案第 84 号 専決処分の承認（令和 7 年度 飯塚市一般会計補正予算（第 1 号））
- 9 議案第 85 号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）
- 10 議案第 86 号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 11 議案第 87 号 契約の締結（白門井堰改良工事）

第 2 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議員提出議案第 9 号 5 月臨時会から 6 月定例会にかけた議会運営の反省に関する決議

○議長（江口 徹）

これより本会議を開きます。

「議案第 75 号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説

明を求めます。税務課長。

○税務課長（梶原あゆみ）

「議案第75号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお願いします。この議案につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものでございます。

内容につきましては、4ページの新旧対照表をお願いします。第18条につきましては、公示送達の方法について、公示事項を市役所本庁の掲示板に掲示する方法に加え、インターネットを利用する方法により閲覧することができる状態に置く措置等を取ることが可能となったことについて改正するものです。

次に、議案書の5ページをお願いします。これからは、市民税関係の改正となります。

第34条の2から、議案書7ページ、第36条の3の3までの規定につきましては、特定親族特別控除の創設に伴い、大学生年代の子などについて、一定の所得を超えた場合でも、親族等が個人の市民税の所得控除を受けられるように改正するものです。

次に、議案書の9ページをお願いします。これからは、たばこ税関係の改正となります。

第16条の2の2につきましては、加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例を新設した規定であります。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、飯塚市税条例の一部を改正する条例の補足説明を終わります。

○議長（江口 徹）

説明が終わりましたので、質疑を許します。初めに質疑通告をされております11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。

公示送達についてですけれども、公示日とホームページアップ日は同日であることができるか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

税務課長。

○税務課長（梶原あゆみ）

ホームページで公示送達の事項を表示できるということになりますが、公示日については、ホームページにアップした日の取扱いとなります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

分かりました。

ホームページにアップする手続はどのようになりますか。

○議長（江口 徹）

税務課長。

○税務課長（梶原あゆみ）

公示送達につきましては、担当課により、公告の決裁後、公告日の前日17時までに公告文のデータを総務へ送付します。その後、総務課より公告番号が付番されまして、本庁舎に公告文が掲示され、市のホームページにも掲載されます。ホームページには個人情報、インターネットでの情報提供に適さないものについては、件名のみ掲載されます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

特定親族特別控除について、その影響を人数と額でお尋ねします。

○議長（江口 徹）

税務課長。

○税務課長（梶原あゆみ）

市の影響額及び人数の試算につきましては、この改正の施行日が令和8年1月1日となっておりますので、今後、システム改修等を経て行ってまいります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

財源はどうなりますか。

○議長（江口 徹）

税務課長。

○税務課長（梶原あゆみ）

住民税の減収分は国が責任を持って措置するということではありますが、どのような形で措置されるかは明確にされておられません。改正についてのみ示されております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

たばこ税収への影響額をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

税務課長。

○税務課長（梶原あゆみ）

このたびの改正による本市のたばこ税の影響額は、現在、試算中でございます。令和7年度税制改正の大綱におきまして、国においては440億円の増額と試算されております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

たばこ税は地方交付税の財源の一つになっているわけですが、その影響がどのようになるか、市で分かるでしょうか。

○議長（江口 徹）

税務課長。

○税務課長（梶原あゆみ）

国における、このたびの改正による地方たばこ税の影響額は、約112億円の増収と見込まれております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

このたばこ税の変更によって、市民へはどのような影響が出るとお考えでしょうか。

○議長（江口 徹）

税務課長。

○税務課長（梶原あゆみ）

加熱式たばこは、紙巻きたばこと水準を合わせるため、令和8年4月と10月の2回に分けて、1箱当たり40円から90円程度の増税となります。その後、加熱式たばこと紙巻きたばこの両方について、3年をかけまして、1箱30円程度が増税されることとなります。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

ここでお尋ねしたいことがあるわけですが、このたばこ税の変更については、愛煙家の健康を考慮して負担を上げるということではないのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

税務課長。

○税務課長（梶原あゆみ）

すみません。その質疑については分かりかねます。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

総務部長、行政経営部長、所管はどこですか。

○議長（江口 徹）

税務課長。

○税務課長（梶原あゆみ）

加熱式たばこについて、紙巻きたばこの間の税負担差を解消するために、課税方式の適正化を行うためのものです。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。

私は「議案第７５号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」に反対の立場から討論を行います。

まず、公示送達に関しては、ホームページでアップした日を公示日として、このインターネットを活用することについては同意するものですが、それ以前に、従来、紙で本庁以外にも掲示していたものをやめるという措置が行われており、住民に対する情報提供という点では、すでに制約がされているという点で納得がいけないところがあります。

また、たばこ税収のたばこ税に関わることについては、確かに、健康に関わる側面があるとはいえ、愛煙家にとっては人生の中で非常に大事な憩いの時間だろうと思うわけですね。ここにまで、国、地方公共団体が手を入れて、負担をかけていくということについては同意しかねます。

以上で討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第７５号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第７６号 飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

「議案第７６号 飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。

議案書の１３ページをお願いいたします。今回の改正は、飯塚市立病院の診療科目に、循環器

内科を新設し、内科の診療体制の充実を図るものです。

14ページの新旧対照表でご説明いたします。第3条第4項第3号に「チ 循環器内科」を新たに追加しております。飯塚市立病院の循環器の診療体制につきましては、これまでは常勤医師の不在により、指定管理者である公益社団法人地域医療振興協会及び大学病院から非常勤医師の派遣を受け、内科で循環器に関する診療に当たっておりました。

近年の循環器疾患の罹患率は増加傾向にあり、循環器内科の需要が高まる中、市立病院としても循環器専門の常勤医師の招聘が急務であると考え、招聘活動を継続的に行ってまいりました。その成果が実り、このたび、令和7年4月より循環器内科の常勤医師を招聘することができました。

このことにより、高血圧や心不全、狭心症、不整脈などの循環器疾患に対し、より専門的かつ継続的な診療を提供することが可能となったことから、内科を細分化し循環器内科を新設するものでございます。

専門性の高い診療体制の強化に加え、循環器内科を標榜することで、外部広告が可能となり、循環器系疾患の専門の診療科の存在が広く周知され、地域のかかりつけ医からの紹介、地域のクリニックへの逆紹介が増えることにより、地域医療において、より一層、密に連携できる体制が構築できるものと考えております。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○議長（江口 徹）

説明が終わりましたので、質疑を許します。初めに質疑通告をされております11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

医師の招聘活動の経過をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

経過につきましては、4年前から循環器専門の常勤医師の招聘活動を行ってまいりました。その成果が実り、今年、4月に市立病院の内科に循環器専門の常勤医師が配属されております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

4年間頑張ってきたわけでしょう。その4年間の経過をお聞きしたいわけです。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

招聘活動については市立病院指定管理者のほうで行っております。大学病院と関係機関等に、毎年、招聘のお願いに伺っておったと聞いております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

所管の企業局のほうで招聘活動したわけではないということですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この4年間、指定管理者の地域医療振興協会が医師の招聘活動をしたんだけど、その状況はどういうタイミングで報告を受けていたんでしょうか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

報告につきましては毎月1回、指定管理者との情報交換会により報告を受けておりました。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうすると、この4年間で48回報告を受けたということになりますか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

毎月報告を受けているわけではなく、年に何回か伺っている状態です。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そこをお尋ねする質問なんです。招聘活動の経過をお聞きすると言ったでしょう。そこをお尋ねしているんです。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

飯塚市立病院の管理運営協議会においても、指定管理者のほうから招聘についての報告のほうは伺っている状況です。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

企業管理者、もう全然分かんないですね、今の説明では。通告もしているわけですよ。にもかかわらず、ひょんなことで経済建設委員会への付託案件ではなくなって、本会議で直接やりますということになったけど、きちんと答弁できませんか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

報告のほうは受けておりますが、すみません、詳細については資料等を、現在、持ち合わせておりませんので、回答のほうはできかねます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

議長、取り計らっていただいて、資料の準備をしてもらったらどうでしょうか。質疑が進められません。

○議長（江口 徹）

川上議員、その詳細に関する説明がないと、この議案質疑はできないということですか。

（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午前１０時３５分 休憩

午前１０時４０分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。ただいまの質疑につきましては、答弁を保留させていただき、次の議題に進みたいと思います。ご了承ください。

「議案第７７号 契約の締結（上堰改良工事）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。契約課長。

○契約課長（山本直樹）

「議案第７７号 契約の締結（上堰改良工事）」につきまして補足説明をいたします。

議案書の１５ページをお願いいたします。本件につきましては、契約金額３億６９０万円で、ミゾタ・ジェイ・イー特定建設工事共同企業体と契約を締結するものであります。

議案書の１６ページをお願いいたします。入札の概要でございますが、工期につきましては、本契約として認められた日から令和９年３月１５日までとしております。

入札執行状況につきましては、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準並びに特定建設工事共同企業体運用基準に基づき、業者選考委員会において、共同企業体の構成員の条件等を決定し、４月１１日に入札公告を行い、５月１５日に入札を執行いたしました。

本件につきましては、２つの共同企業体から入札参加申請があり、２者による入札の結果、予定価格３億１３５４万４千円に対し、落札額３億６０９万円、落札率９７．８８％となっております。

以上、議案の補足説明を終わります。

○議長（江口 徹）

説明が終わりましたので、質疑を許します。初めに質疑通告をされております１１番 川上直喜議員の質疑を許します。１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

今回、入札に関わって談合情報は寄せられていませんか。

○議長（江口 徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

寄せられておりません。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

今回の予算計上ないし、今回、契約に至る経過をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

入札の経過についてでございますが、本件につきましては、４月９日に業者選考委員会を開催し、市外、市内業者、２者による共同企業体による入札を実施することを決定し、４月１１日に公告を行いました。その後、４月２５日に入札参加申請を締め切り、５月１５日に入札を実施することといたしまして、締め切りまでに２者の申請がございました。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは分かりました。

当初予算に計上するまでの経過もお尋ねしたんですよね。契約課の答弁になるのか分かりませんけど。

○議長（江口 徹）

庄内支所経済建設課長。

○庄内支所経済建設課長（原 昭仁）

今回の本工事につきましては、経過につきましては、令和5年7月、生産者より井堰の漏水が激しいとの連絡があり、庄内支所経済建設課職員が現地調査を行ったところ、戸当りに穴が空き、漏水が生じ、扉体主軸の固定金具が外れかけていることが判明しました。

その後、当井堰の施工業者による現地調査を行った結果、扉体主軸が大きく湾曲し、両側の主軸固定金具のボルトも外れ、起伏するたびに金具部が上下左右に不安定となっていることが判明しました。この状態では起伏操作ができなくなり、最悪の場合、扉体自体が流されるおそれがあるとのことで、既設の補修工事による対応は困難であり、井堰設備の全更新が必要であるとの判断に至りました。

そのため、令和6年度に上堰改良工事測量設計業務委託を実施し、令和7年度予算により上堰改良工事を発注し、今回の契約の締結を行うもので、令和8年度中での工事完了を予定いたしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

令和5年、2年前に地元の関係者から要望があったということなんですけれども、それが初めてですか。

○議長（江口 徹）

庄内支所経済建設課長。

○庄内支所経済建設課長（原 昭仁）

うちが把握しているのは、そのときが初めてだと思います。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その「うちが」というのはどこですか。

○議長（江口 徹）

庄内支所経済建設課長。

○庄内支所経済建設課長（原 昭仁）

庄内支所のほうが把握したのが、そのときということです。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

令和5年にいきなり壊れたわけではないでしょう。いきなり壊れたんですか。

○議長（江口 徹）

庄内支所経済建設課長。

○庄内支所経済建設課長（原 昭仁）

そういう傾向はあったのかもしれませんが、庄内支所のほうにそういう情報が入ってきたのが、そのときということでもあります。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

重要施設について、壊れてしまうまで分からない仕組みですか。

○議長（江口 徹）

庄内支所経済建設課長。

○庄内支所経済建設課長（原 昭仁）

それぞれ井堰等がありますけども、そこそこの生産者のほうから、こういう状態であるというふうなことがあれば、庄内支所のほうでも現地調査を行ったりしますけども、その際に状況が分かるということになっております。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

一般化して質問するわけにはいきませんが、こういう農業施設、重要施設について、どういうふうな維持管理に関するチェックをやっているんでしょうか。

○議長（江口 徹）

庄内支所経済建設課長。

○庄内支所経済建設課長（原 昭仁）

それぞれの地元のほうで管理はしてもらっておりますけども、具体的にどういうふうなマニュアルとかいうふうな内容のことは把握しておりません。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

把握していませんということは、管理していないということですか。

○議長（江口 徹）

庄内支所経済建設課長。

○庄内支所経済建設課長（原 昭仁）

管理といいますか、年度当初にそれぞれの生産組合長の会議がありますけども、その際には、点検を行ってくださいというふうなことは、うちのほうからも投げかけてはおります。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

今度、予定価格３億１３５４万円で入札をかけたわけでしょう。契約金額は税金で出すわけでしょう。市の財産なんでしょう。そうしたら、市の財産が壊れてしまうまで維持管理に必要なチェックをするルールがないということなんですか。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前１０時４９分 休憩

午前１０時５１分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。庄内支所経済建設課長。

○庄内支所経済建設課長（原 昭仁）

庄内支所といたしましても、それぞれの生産組合長とも連携を取りながら、悪いところがあれば、その際に連絡をしてもらい、そして、うちのほうが現地に赴き、細かい修繕とかいうふうなところは実施をいたしております。お互いそういう連携は、生産組合とは取っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その答弁はどういう答弁なんですかね。市が税金を投入して構築する施設なんでしょう。市の財産なんでしょう。「その管理はどうしていますか」という質問をしたのに対して、「生産組合が」ということになっているわけです。だから、少なくともこの上堰については、市は管理するつもりが今までなかったということなんですか。

○議長（江口 徹）

庄内支所経済建設課長。

○庄内支所経済建設課長（原 昭仁）

繰り返しの答弁になるかもしれませんが、そこにつきましては生産組合のほうと連絡を取り合いながら、もし井堰の状態が悪ければ、当然、うちのほうが出向いて修繕をしたりとかというふうなチェックをいたしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その答弁は聞きました。ですから、今回更新しようとすれば3億円かかるくらいの市の施設について、市として維持管理のために責任を負う体制は、考え方はないんですかと聞いたんです。

（発言する者あり）委託だとかいう発言が後ろからあったけど、委託なんですか。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

上堰についてお答えします。上堰につきましては管理人のほうに委託をしております。その際、不具合等がありましたら、市のほうに連絡をいただけるような体制を取っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その程度のことでよいのかというふうに思う重要施設ですよ。地元の方に運転をお願いしていると。その方に何億円もするような施設の維持管理まで押しつけるようでは、市は無責任ではないかと思うわけですね。

そこで、今回の改良工事は機械器具設置工事一式ということで、鋼製起伏堰、操作室、魚道工、それから取水施設、仮設工となっているわけですがけれども、この工事をするに当たり、建設発生土、土砂が出ますか。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

今回の工事では土砂処分費は計上しておりません。本工事で発生する土砂については、現場内で流用を考えており、一旦仮置きし、最終的な残土は来年度発注予定の仮設道路撤去工事と併せて土砂処分を行う計画としております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

筑穂元吉の中尾建設の開発、用地造成工事に、過去、ため池のしゅんせつ土を持ち込んだことがあるけれども、今回はそういうことは絶対に起こらないわけですか。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

一般的な土砂処分の考え方としましては、建設発生土処分地までの運搬距離にかかる経費と、処分地の受入単価の合計を経済比較の上、最も安価となる処分地を採用しておりますので、今回の上堰につきましては、今言われてある筑穂のほうの土砂処分地に持っていくことはないと考えております。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

「議案第77号」についてちょっとお尋ねします。そもそもこの堰は何年度に完成したやつで、そのときの施工会社は分かりますでしょうか。

○議長（江口 徹）

庄内支所経済建設課長。

○庄内支所経済建設課長（原 昭仁）

この井堰につきましては、昭和46年に建設され53年が経過をいたしております。そのときの施工業者であります、当時の施工業者は西田鉄工株式会社というところが施工いたしております。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

53年、かなりもったという印象はあるんですけどね。今回、ほぼやり替え工事的なもの、図面を見る限りそうなんですけども、本案件の設計と設計金額は分かかりますか。

○議長（江口 徹）

庄内支所経済建設課長。

○庄内支所経済建設課長（原 昭仁）

令和6年度に上堰改良工事測量設計業務委託をしておりますけども、このときは3330万8千円の金額となっております。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

設計先、相手の設計会社名を。

○議長（江口 徹）

庄内支所経済建設課長。

○庄内支所経済建設課長（原 昭仁）

業者は日本工営都市空間株式会社九州支店であります。

○議長（江口 徹）

２３番 小幡俊之議員。

○２３番（小幡俊之）

この設計の内訳なんですけども、設計に至る段階で、積算見積り等はこの設計事務所が出したということによろしいのでしょうか。

○議長（江口 徹）

庄内支所経済建設課長。

○庄内支所経済建設課長（原 昭仁）

そのときの業者のほうから見積りをもらって、今回、予算計上をいたしております。

○議長（江口 徹）

２３番 小幡俊之議員。

○２３番（小幡俊之）

分かる範囲でお答えしていただきたいんだけど、今回の入札は２者ＪＶですよね。印象的に落札率は約９８％で高額、高い落札率だと私は感じるんですが、その見積り段階で、今回、入札に参加された業者からの見積りというのは提出されているのでしょうか。

○議長（江口 徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

入札の段階におきまして、先ほど委託を受けている業者から見積りの提出はされておられません。

（発言する者あり）今回の２つの共同企業体の業者は見積りを出しておりません。

○議長（江口 徹）

２３番 小幡俊之議員。

○２３番（小幡俊之）

この見積りに関しては、こういった流れで見積りをされて、予算書を作成されたかの経緯をお尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

庄内支所経済建設課長。

○庄内支所経済建設課長（原 昭仁）

測量設計業務委託をした日本工営都市空間株式会社九州支店、そちらのほうのそのときの設計業務、その中で出してもらった金額で予算計上をいたしております。

○議長（江口 徹）

２３番 小幡俊之議員。

○２３番（小幡俊之）

これは形式を見ますと鋼製起伏堰、ゴムが膨れて鉄板を押し上げて、架けるという方式でしょう。これは、今回の設計事務所がこの方式を選んだんでしょうけども、瑕疵的な問題、要は、工事が完了しますよね、いずれ壊れますよね、この工事の保証期間とか、その責任の瑕疵の範囲というのは、どのような形になっていますか、分かりますか。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前１１時１４分 休憩

午前１１時１８分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。契約課長。

○契約課長（山本直樹）

契約をいたしました約款の中に、契約不適合責任期間等という規定がございます。その第54条におきまして、発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項または第5項の規定による引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求、または契約の解除をすることができないと定めております。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

この形式というか、この方法は、特許申請された手法なんですか。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

特許があるかどうかは、今、はっきり分かりませんが、この風船を膨らませて鉄の板を立てるこの井堰については、通常ある井堰となっております。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

最後に、財源の内訳を教えてください。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

この工事の財源は、地方債である緊急自然災害防止対策事業債を活用しておりまして、充当率100%で交付税措置が70%となっております。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

70%の交付先はどこですか。国から、県。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

国のほうから入ることになっております。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。4番 赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

何点かちょっと質問させていただきます。まず、この工事は追加議案で上程されています「議案第87号」と関連がありますか。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

工事につきましては、関連はございません。

○議長（江口 徹）

4番 赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

類似工事ですか。似たような工事ですか。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

上堰につきましては改修工事、追加議案で出させていただいている分につきましては、ゴム風船のゴムの部分の取り替え工事となっております。

○議長（江口 徹）

4 番 赤尾嘉則議員。

○4 番（赤尾嘉則）

これは発注する際に、土木工事とか建築工事とか、いろいろな工種の区分があると思うんですけど、こういった工事はどういう工種区分で発注されるんですか。

○議長（江口 徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

本工事につきましては、機械器具設置工事で行っております。

○議長（江口 徹）

4 番 赤尾嘉則議員。

○4 番（赤尾嘉則）

同僚議員の質問の答弁の中で、市外業者と市内業者の J V というようなことを答弁されたと思うんですけど、これは市が付している条件ですか。

○議長（江口 徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

この工事を発注するに当たって、共同企業体の代表者、それとその他の構成員の構成について、市のほうが定めた条件に、代表者につきましては、令和 7 年度飯塚市建設工事有資格者名簿（市外）に登録されている機械器具設置工事業者ということで定めておりますので、市のほうがそのように決めております。

○議長（江口 徹）

4 番 赤尾嘉則議員。

○4 番（赤尾嘉則）

これは条件付き一般競争入札で発注されていますけど、かなり特殊な工事だと思うんです。例えば工事実績などを審査する、そういったことはされているんでしょうか。

○議長（江口 徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

公告の参加条件として、共同企業体の代表者について、先ほど申しました市外の機械器具設置工事業者で、総合評価値が 1100 点以上であること。2 点目について、機械器具設置工事に係る特定建設業の許可を受けていること。それから、この工事に関して監理技術者を専任で配置できること。4 点目として、平成 22 年度以降に元請として、請負金額 1 億 5 千万円以上の堰・水門工事の施工実績を有することという条件を付しております。

○議長（江口 徹）

4 番 赤尾嘉則議員。

○4 番（赤尾嘉則）

今の答弁を聞きますと、代表構成員にだけはそういう条件をつけていると。構成員に関しては必要ないわけですか。

○議長（江口 徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

その他の構成員につきましては、有資格者名簿（市内）に登録されている機械器具設置工事業者であること。それから、この工事に関して技術者を専任で配置できることという条件を付しております。

○議長（江口 徹）

4 番 赤尾嘉則議員。

○4 番（赤尾嘉則）

次に、J V 構成の基準、例えば建築だと幾ら以上とかあるじゃないですか、こういう工事にはそういう基準はあるのでしょうか。

○議長（江口 徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

共同企業体の運用基準において、専門工事につきましては設計金額 1 億 5 千万円以上について対象となると定めております。

○議長（江口 徹）

4 番 赤尾嘉則議員。

○4 番（赤尾嘉則）

これはずっと 1 億 5 千万円以上、長いこと 1 億 5 千万円を超えた場合は、J V を構成しなさいということになっていますか。

○議長（江口 徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

先ほど申しました建設工事の共同企業体運用基準におきまして、そのように定めております。以前からそのようになっております。

○議長（江口 徹）

4 番 赤尾嘉則議員。

○4 番（赤尾嘉則）

次に、最低制限価格についてお尋ねします。これは予定価格の 91% ぐらいになっているんですけど、この最低制限価格の設定基準を教えてください。

○議長（江口 徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

細かい計算式は今すぐ確認できないんですけども、中央公共工事契約制度運用連絡協議会のモデル、全国的なそういった組織によって定めている、他の自治体も採用している方法に従いまして最低制限価格を設定いたしております。

○議長（江口 徹）

4 番 赤尾嘉則議員。

○4 番（赤尾嘉則）

先ほどの同僚議員の話で、見積りを取ったと答弁されたじゃないですか、参考見積り。違いましたっけ——、ではないですか。設計見積り、概算の見積りはどうやって算出されましたか。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

先ほどお答えしました上堰改良工事測量設計業務委託、こちらを発注いたしまして数量等を出していただいております。それを基に飯塚市のほうで積算を行っております。

○議長（江口 徹）

4 番 赤尾嘉則議員。

○4 番（赤尾嘉則）

飯塚市のほうで積算して予定価格が先に出てくるわけですか。それとも最低制限価格が先に出てくるわけですか、どちらですか。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

全体の設計価格が出てくるという状況です。

○議長（江口 徹）

4 番 赤尾嘉則議員。

○4 番（赤尾嘉則）

それは予定価格寄りですか、それとも最低制限価格寄りですか。

○議長（江口 徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

最低制限価格の算出の方法について、まず、設計が工事担当課のほうでされまして、その設計金額が出てまいります、それに一定の計算式に基づいて最低制限価格を計算しておりますので、先に設計金額があって、それを基に最低制限価格を算出いたしております。

○議長（江口 徹）

4 番 赤尾嘉則議員。

○4 番（赤尾嘉則）

あくまで積み上げられた金額に係数を掛けているということでもいいんですか。

○議長（江口 徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

設計の中で、具体的に申しますと直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費などに分かれておりますが、それに係数を乗じて最低制限価格を算出する方式となっております。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。11 番 川上直喜議員。

○11 番（川上直喜）

私は、「議案第77号 契約の締結（上堰改良工事）」につき反対の立場で討論を行います。

この工事の必要性は認めるものの、入札に至る経過及び結果につき、不透明感が審査の過程で浮き彫りになっております。よって、賛成し難いのであります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第77号 契約の締結（上堰改良工事）」について、原案のとおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第78号 財産の取得（消防ポンプ自動車）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。防災安全課長。

○防災安全課長（大庭敏一）

「議案第78号 財産の取得（消防ポンプ自動車）」について補足説明をいたします。

議案書の27ページをお願いいたします。本件は、地方自治法第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき提出するものであり、内容といたしましては、飯塚市消防団飯塚方面隊第8分団潤野分隊に消防ポンプ自動車1台について買い替え配備を行おうとするものです。

なお、取得価格は2464万円、契約の相手方は愛知ポンプ工業株式会社でございます。

補足としまして、今回購入予定の消防ポンプ車は、配備予定先の飯塚方面隊第8分団潤野分隊のご理解とご協力を得て、平成29年3月12日の改正道路交通法の施行による、新普通免許の取得者でも運転が可能な総重量3.5トン未満の仕様となっております。資料としまして、購入予定車両の概要図を添付しておりますので、参照方、お願いします。

以上、簡単ですが、議案の補足説明を終わります。

○議長（江口 徹）

説明が終わりましたので、質疑を許します。初めに質疑通告をされております11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

入札の経過を伺います。

○議長（江口 徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

本件の業者の選考につきましては、物品・役務等有資格者名簿に、消防・防災用品の消防自動車に登録のある業者を選考しまして、4月14日に12者を指名、通知を行い、4月24日に入札を実施いたしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

入札結果の特徴を伺います。

○議長（江口 徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

指名12者のうち、応札者が4者となっており、辞退者数が8者おるといような状況でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

4者はどこですか。

○議長（江口 徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

4者を申し上げます。愛知ポンプ工業株式会社、株式会社赤尾福岡支店、有限会社筑邦トーハツ商会、株式会社ヤナセファイテックとなっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○ 1 1 番（川上直喜）

落札率は何%ですか。

○議長（江口 徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

物品の入札につきましては、予定価格を非公表としておりますので、落札率についてはお答えしかねます。

○議長（江口 徹）

1 1 番 川上直喜議員。

○ 1 1 番（川上直喜）

消防ポンプ自動車の整備状況を、この際、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

防災安全課長。

○防災安全課長（大庭敏一）

消防ポンプ車の整備につきまして、まず、整備数の基準につきましては、平成 1 2 年の消防庁告示の「消防力の整備指針」を参考として、また、ポンプ車の安全性や機能につきましては、平成 1 9 年 3 月に日本消防検定協会により発出された「消防用車両の安全基準について」を参考としまして、消防ポンプの能力低下や車両の損傷具合を鑑みて、おおむね 2 5 年ごとの更新を目途としており、毎年 1 台から 2 台の買い替えを実施しているところでございます。

○議長（江口 徹）

1 1 番 川上直喜議員。

○ 1 1 番（川上直喜）

この間、ずっと落札率が明らかにされない状態で整備が進められてきているんだけど、整備の経過をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

防災安全課長。

○防災安全課長（大庭敏一）

これまでの整備経過についてですが、年度別で、配備先、購入台数、合計金額、納入業者の項目でお答えさせていただこうと思っております。

平成 2 7 年度から申し上げます。飯塚方面隊第 8 分団坂の下分隊及び筑穂方面隊第 2 分団、計 2 台、合計金額 3 7 6 9 万 2 千円、納入業者は株式会社ナカムラ消防化学。

続きまして 2 8 年度、飯塚方面隊第 7 分団庄司分隊及び颯田方面隊第 3 分団、計 2 台、合計金額 3 6 6 5 万 7 3 6 0 円、納入業者は株式会社ナカムラ消防化学。

平成 2 9 年度、飯塚方面隊第 8 分団八木山分隊、金額 1 8 8 8 万 9 2 0 0 円、納入業者は株式会社ナカムラ消防化学、及び穂波方面隊第 3 分団、金額 1 8 2 5 万 2 千円、納入業者は愛知ポンプ工業株式会社、合わせて 2 台でございます。

平成 3 0 年度の購入はございませんでした。

続きまして、令和元年度、穂波方面隊第 4 分団、1 台、金額 1 9 2 7 万 2 千円、納入業者、株式会社ナカムラ消防化学。

令和 2 年度、庄内方面隊第 2 分団、1 台、金額 1 8 7 1 万 1 千円、納入業者、帝産業株式会社。

令和 3 年度、筑穂方面隊第 3 分団、1 台、金額 1 9 5 2 万 5 千円、納入業者、株式会社福岡トーハツ。

令和 4 年度、颯田方面隊第 4 分団、1 台、金額 2 0 7 6 万 8 千円、納入業者、株式会社ナカムラ消防化学。

令和 5 年度、筑穂方面隊第 2 分団、1 台、金額 2 2 8 4 万 7 千円、納入業者、株式会社ナカム

ラ消防化学。

令和6年度、飯塚方面隊第1分団徳前分隊、1台、金額2497万円でございます。

なお、補足としまして、平成29年度の購入につきましては、駆動形式の相違によるそれぞれの物品契約となっております。また、令和4年度以降の整備経過につきましては、コロナ禍の半導体不足と併せ、消防ポンプ自動車の主要部である車両部について、国交省の出荷停止命令等による製造過程の遅延により、それぞれ次年度への繰越納入となったものであることを申し添えます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この間に納品された車両本体について、想定外の瑕疵、事故がなかったか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

防災安全課長。

○防災安全課長（大庭敏一）

今の内容については、実績はございませんでした。

○議長（江口 徹）

次に、14番 石川華子議員の質疑を許します。14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

取り下げます。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

先ほど課長のほうから補足説明で、今回の車両というのが普通免許対応車両というふうな形で説明をいただいたんですけど、今、川上議員のほうからも質問があって、過去の購入車両の紹介がありましたけど、それらも同じように普通免許対応車両なんではないでしょうか。それとも、今回の分から普通免許対応車両というふうな形になったんでしょうか、教えていただけますか。

○議長（江口 徹）

防災安全課長。

○防災安全課長（大庭敏一）

今までの分については、平成29年度以前に普通免許を取られた方が乗れる、いわゆる中型免許に対応できる車両でございました。ただ、平成29年度の法改正以降、私どもの事務局としても、消防団との情報共有をさせていただきながら、新しい普通免許でも乗れる、いわゆる若い消防団でも乗れるような形で協議を進めていたところで、今回、初めてこの潤野分隊のご理解を得たところで、今回、初めてこの3.5トン未満の車両を購入しようとしているところでございます。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

となりますと、今回より以前の分というのは、中型免許を持っている団員の方でないと運転ができないというふうなことでよろしいでしょうか。

○議長（江口 徹）

防災安全課長。

○防災安全課長（大庭敏一）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

今回の分とは離れますので、もうやめますけど、実際に消防団として活動する中で、この点の懸念といいますか、新しい団員、若い団員の方が運転できるのか、できないのかという議論によくなりますので、そのあたりのしっかりとした周知というのは、今後、行っていただきたいと思いますし、これから購入する車両に関しては、今回、購入した普通免許対応車というふうな形で統一されていくのでしょうか、その部分だけ、最後にお願いします。

○議長（江口 徹）

防災安全課長。

○防災安全課長（大庭敏一）

今後の検討課題の一つではございます。今回、改めて団員さんのご理解を得たところで進めておりますので、この報告は幹部のほうにも報告しております。その中で、事務局としては、この方向で進めたいと思っておりますが、現場のご意見等を聞きながら、それは進めていくべきというふうに考えておりますので、まずは団員さんへの周知と併せて、この実績を確認しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

最後に一点だけ、ちょっと気になったんで。現場の理解という部分をどう受け取ったらいいのかというか、ちょっと理解できなかったんですけど。普通免許対応車というのに統一されていくのであれば、それは若い団員さんも運転できるようになるので、特段、何も問題ないのではなかろうかなと思うんですけど、何か理解を求めるといって、先ほどから答弁があっていたので、何かそのあたり、どういったことが、普通免許対応車であれば、引っかかっていくというか——一、車両の大きさとか、そういった部分で、何か不都合といったらおかしいですけど、何か配慮しなくてはいけない部分があるのか、その部分だけ、最後に教えていただけますか。

○議長（江口 徹）

防災安全課長。

○防災安全課長（大庭敏一）

一般のキャビンのほうは、運転席と後ろの後部座席、こちらのほうは変わらないんですが、昔の車両はもう一つ、機械といいますか、ポンプの後ろ側に2名ほど乗れるような形にも造られてありますが、ここはもう全くございません。いわゆるその大きさは全く違います。

併せまして形状がちょっと小さいことにより、見た目がコンパクトではありますが、しっかりしているのかどうかとかというふうな不安のお声は聞きます。ただ、そこら辺の部分については、きちんと大丈夫ということについてのご説明をしながら、ご理解を得ているところでございます。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

入札の中で12者が指名されたということですけど、この12者は全て消防ポンプの実績がある業者ですか。

○議長（江口 徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

指名業者の登録時において、その会社から消防自動車の取扱いがあるという登録があっている業者でございます。

○議長（江口 徹）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

実際に入札したら、そのうちの8者が辞退と。これをどういうふうに考えられていますか。

○議長（江口 徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

8者の辞退について、詳細に業者のほうから話を聞いているわけではございませんが、消防車につきましては、落札して、それからポンプ車を仕様に合わせて造り上げていくというところがありますので、各者、様々なところから受注をしていらっしゃると思いますので、そのところとの兼ね合いではないかというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

12者のうちの8者が辞退というのは大きいと思うんですね。辞退の理由は聞かれていないですか。

○議長（江口 徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

各者、理由はございますが、こちらのほうで、先ほどの答弁と重なるかもしれませんが、納期を設定しておりますので、各者の納期が間に合わないなどといった理由が示されております。

○議長（江口 徹）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

実績を今ちょっと聞いてみたら、どうも愛知ポンプ工業株式会社、株式会社ナカムラ消防化学が非常に多い。以前、テリトリーがあるような話を聞いたことがありますけど、そういう話は聞いたことがありませんか。

○議長（江口 徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

聞いたことはございません。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第78号 財産の取得（消防ポンプ自動車）」について、原案のとおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

全会一致。よって、本案は、原案可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

「議案第79号 市道路線の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（榑迫博史）

「議案第79号 市道路線の認定」について、補足説明をさせていただきます。

議案書28ページをお願いいたします。市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるため提出するものでございます。

今回認定する路線は、1路線、延長78.7メートルでございます。市道認定路線明細に記載しております一連番号1番の路線は開発による寄附採納に伴う路線認定を行うものです。路線箇所は、29ページに記載しております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○議長（江口 徹）

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第79号 市道路線の認定」について、原案のとおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

全会一致。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第80号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号））」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榑 敏江）

「議案第80号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号））」について、補足説明をいたします。

令和7年度飯塚市特別会計補正予算書の3ページをお願いいたします。歳入、歳出それぞれに13億8608万3千円を追加し、総額を256億1697万6千円とするものでございます。

今回の補正予算につきましては、令和6年度の決算見込におきまして歳入不足が見込まれることから、地方自治法第179条第1項及び同法施行令第166条の2の規定に基づき、令和7年度予算から令和6年度決算に繰上充用を行うため、専決処分を行ったことによるものでございます。

令和7年度補正予算資料の4ページをお願いいたします。上段に令和6年度決算見込額を記載しておりますが、歳入歳出差引額3億5648万1011円が、令和6年度末の累積赤字額となります。令和5年度末の累積赤字額4億6909万1137円と比較して、1億1261万126円減少しており、この額が令和6年度単年度黒字額となっております。

下段の歳出、前年度繰上充用金に記載しておりますように、先ほど申しました令和6年度末累積赤字額3億5648万1011円に、継続費繰越金6万3008円と繰越明許費3250万円を合わせました3億8904万4019円を、令和7年度予算から令和6年度決算に繰上充用するものでございます。

その他、歳入の勝車投票券発売収入とそれに関連する歳出経費でありますJKA交付金及び勝車投票券払戻金の補正によりまして収支のバランスを取っております。

手続きの時期といたしましては、出納整理期間内に行うのが通例となっておりますので、5月31日付で補正予算の専決処分を行ったものでございます。

以上、補足説明を終わります。

○議長（江口 徹）

説明が終わりましたので、質疑を許します。初めに質疑通告をされております１１番 川上直喜議員の質疑を許します。１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

補正予算書４ページの勝車投票券発売収入の補正額の根拠については、繰上充用金に関連するものであり、補正額の根拠はそれ以外にはないということでしょうか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

補正額の根拠としましては、今、述べたものでしかありません。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

並びに、同じく４ページの勝車投票券発売副収入の補正額の根拠は何でしょうか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

前年度繰上充用金の財源としまして、勝車投票券発売収入を見込み計上しておるところです。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

この前年度繰上充用金の推移を、過年度に遡って紹介してもらえますか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

すみません。先ほどの説明の中で発売収入の説明をしておりましたので、発売副収入の補正額の根拠としましては、勝車投票券発売副収入としては、勝車投票券時効収入を計上しており、勝車投票券的的中者には払戻金を交付する必要があるため、発売収入の０．１％を見込んでおるところでございます。

続きまして、今のご質問ですけれども、前年度繰上充用金の推移につきましてですが、小型自動車競走事業特別会計の歳入歳出差引きにおきまして、赤字が生じたのは平成１５年の決算で、２億６８７０万円の赤字でした。その後も赤字が続き、平成２６年度末では、累積赤字が１７億９２１１万円となっておりますが、平成２７年度からは、収益保証があります包括的民間委託を導入したことにより単年度黒字となり、累積赤字が年々減少してきております。令和６年度の決算見込みでは先ほど補足説明で申しましたように、累積赤字額は３億５６４８万１０１１円となっております。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

繰上充用金手当の形で勝車投票券売上げの補正が繰り返されてくるんですけれども。

ここで、次の資料を要求したいと思いますので、議長において取り計らいをお願いします。勝車投票券売上げの推移を出してもらいたいと思います。

○議長（江口 徹）

執行部にお尋ねいたします。ただいま川上議員から要求のありました資料は提出できますか。

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

提出できます。

○議長（江口 徹）

お諮りいたします。ただいま川上議員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。資料の準備をいたしますので、暫時休憩いたします。

午後 1時10分 休憩

午後 1時13分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

資料につきましては、サイドブックスに入っておりますので、ご確認ください。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

資料ありがとうございました。説明してもらっていいですか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

開設以来、順調に売上げを伸ばし、最高年間売上額は、平成3年度の424億8500万円となっております。その後、年々減少し、平成25年度は104億9033万4200円まで減少しております。平成27年度からは、包括的民間委託を導入したことにより、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、効率的、効果的な運営により売上げを伸ばしており、特にミッドナイトレースを中心としたインターネット投票の売上げ拡大に伴い、令和6年度の決算見込みでは248億9918万3千円の発売収入の増加となっております。それに伴い、累積赤字が減少している状況となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

平成27年度から日本トーターに包括的民間委託ということで間違いないですか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

間違いございません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これはどういう制度なんですか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

単独の委託事業としてではなく、包括的に運営していただくことで、民間事業者の創意工夫や

ノウハウを活用することができるように、包括的な委託をしているものになります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

飯塚市にとってはどういうよいことがあって、この会社はどこで利益を確保するんですか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

飯塚市にとりましては、収益保証がありますので、そちらのメリットがあり、委託業者の利益としては、売上げが上がればその分、収益が増えるということになるかと思います。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

分かりました。この会社は、売上げが伸びれば伸びるほど会社の収益が上がるということなんですね。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

利益が上がれば、経費もかかりますので、一概にその分、委託業者の利益がそのまま上がるというわけではございません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうすると、売上げが上がらないほうが会社は利益になる、どちらでしょうか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

売上げが増加した分が、そのまま利益に直接つながるわけではないという意味です。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

要するに、この日本トーターの売上げが上がることは、会社の利益につながるということなんでしょう。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

売上げが上がれば利益にはつながっていくと思います。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

普通、売上げが上がれば経費も増えることは考えられると思いますが、でなかったら仕事しませんよね。

それで、その関係でいいますと、勝車投票券売上げがこのように日本トーターの下で伸びているんだけど、この内訳の特徴はどうなっているのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

勝車投票券発売収入の内訳といたしましては、本場での発売収入のほかに、他場に委託して販売する場外発売と民間ポータルサイト等でのインターネット投票があります。平成25年度から民間ポータルサイトでの投票を開始し、その売上げシェアは5.93%でしたが、令和元年度は44.54%、令和6年度の決算見込みでは81.8%まで拡大しております。

その要因といたしましては、コロナ以降、在宅需要の高まりにより公営競技全体のインターネット投票の売上げが伸びていること、さらに、飯塚ではインターネットでのみ投票が可能なミッドナイトオートレースを開催し、その拡充を図っていることがあります。平成28年度のミッドナイトレースの開催日数は47日でしたが、令和6年度は83日開催しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

このグラフに関わってなんですけれども、先日、メインスタンドの新整備のこけら落としをしたんですかね。総事業費36億円でスタートしたわけなんですけれども、この構想はこのグラフでいうといつの時期からになるんですか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

事業費等が発生したのは令和3年度からになります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今回に至る繰上充用金に、その事業費は影響がありますか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

ございません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

どうしてないんですか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

今回の繰上充用につきましては、メインスタンドの整備事業とは関係ないところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ですから、どうして関係がないのか、お尋ねしているわけです。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

メインスタンドの落成オープンにかかわらず、金額は固まっておりますので、今回の充用金の補正予算には関係がないところでございます。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

それで、今後、今年度事業が全部終わったわけではないと思うけれども、総事業費３６億円ということでしたけど、どこまで行っているんですか、行く見通しですか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

今回の総事業費３６億円の事業につきましては、全て完了しており、あとは支払いをするところでございます。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

先週のこけら落としというか、見てくださいというときがありましたね。あの段階で、もう既に事業は全部終わったということですね。そうしたら、３６億円の総事業費でスタートした整備事業を完了したということであれば、３６億円より増えたのか減ったのか、関心があるわけです。だから、幾らになりましたか。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員、その部分に関しては、この補正予算の専決処分とは別ですので、質問を変えてお願いいたします。（発言する者あり）それは個別にお聞きください。（発言する者あり）どうぞ、次の質問を。（発言する者あり）

答弁ができないのではなく、この議題外と判断いたしましたので、別の質問で、お願いいたします。議題内の質問でお願いします。１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

要するに、まだ、いわゆる赤字状態なんですね。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

現在も累積赤字は残っているところでございます。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

そうしますと、勝車投票券売上げなどを見越して、このメインスタンド事業をやっていると思うんだけど、このグラフが右肩上がりになっているじゃないですか。今度のメインスタンド整備は、これにどういう貢献をすると判断しておるんでしょうか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

今回のメインスタンドのオープンを機に多くの方々に来場していただき、楽しんでいただけるようイベントの充実等を図り、また、図っていき、売上げを上げていくよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員、外れていっていますので、議題内でお願いいたします。１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

整備をします。楽しんでいただけます。楽しみ損なった人もたくさん出るんですよね。それも楽しいという人も中にはおられるかもしれませんが。それによって、日本トーターの収益は上がっていきますね。

○議長（江口 徹）

川上議員、そこはもう議題外に行っております。議題内でお願いいたします。１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

会社はメインスタンドの整備で収益が上がっていくことが見通せると。飯塚市の一般会計への繰入れというのは、どんな感じになりますか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

一般会計への繰入れにつきましては、まだまだ老朽化施設等がありますことから、そのための整備費がかかりますので、累積赤字が解消するのは、まだまだ先になるのではないかと考えております。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

その見通しは、公営競技事業所では、まだ持っていないんですか。

○議長（江口 徹）

川上直喜議員に再三お伝えいたしますが、これは、専決処分の承認で繰上充用を行った令和６年度分の補正予算についてですので、その範囲内での質問でお願いいたします。別な質問でお願いします。（発言する者あり）

繰上充用した分についての質問です。今、お尋ねだったのは、これから先の話ですよね。６年度の話ではなくて、これから先の話ですよね、今のご質問は。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午後 １時３０分 休憩

午後 １時３１分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

累積赤字が解消する見込みですけれども、今後、売上げが今のように増加していけば、令和１１年度までに累積赤字を解消するよう、売上げを伸ばしていきたいと考えております。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

答弁できるじゃないですか。終わります。

○議長（江口 徹）

次に、２４番 金子加代議員の質疑を許します。２４番 金子加代議員。

○２４番（金子加代）

少し質問させてください。歳入歳出の差引きが令和６年は累積赤字が３億５６４８万１０１１円で、令和６年度の単年度の黒字が１億１０６１万１２６円ということでした。先ほど、

令和11年ぐらいまでに赤字が解消できるというようなお話も聞きましたけど、別の観点でというか、先ほど、この勝車投票券は、場内・場外そしてインターネットで購入でき、最近はインターネットでの購入が8割ぐらいだということだったんですけど、それで間違いないですか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

それで、また今回はメインスタンドを建てて、この場内の売上げを増やそうというふうに考えているということだと思うんですけども、観光の面から、例えば、インバウンドの方とかがどのくらい入っているのかなと思うんですけど、その辺の情報は分かりますか。場内でどのくらいの外国の方が買っているのかということは分かりますか。（発言する者あり）

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

インバウンド等につきましては、公営競技全体としては検討しているところでございますが、現状では、まだ、ちょっと難しいと考えております。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私は「議案第80号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号））」に反対の立場で討論を行います。

反対の理由の第1は、公営ギャンブルを包括的に民間委託する手法について、なじまないのではないかという点であります。しかも、日本トーターに対する委託は随意契約であります。

2点目は、今回、総事業費36億円を見込んだメインスタンドの整備事業が、日本トーターには有利になるが、その一方で、勝車投票券の発売収入が大幅に増加する見込みということになれば、適度に収益を上げて現状維持するということではなく、公営ギャンブル、ギャンブルを全国展開していったって、国民、とりわけ若い人たちに、場合によって苦しみを押しつけてしまうというような、カジノ的な発想になってしまうのではないかと。オートレースは収益が上があれば上がるほど、一般会計のお金が入れば入るほどよいというものではないと思うんです。そこに公営ギャンブルの節度というものが求められると思います。

今回の専決処分は、そうしたことを考慮しない中身になっておりますので、賛成できません。討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第80号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号））」について、承認することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、承認されました。

「議案第 83 号 専決処分の承認（令和 6 年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第 3 号））」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

「議案第 83 号 専決処分の承認」について、補足説明させていただきます。

「専決第 1 号 令和 6 年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

令和 7 年 3 月 21 日専決分の補正予算資料 3 ページをお願いいたします。表の下に記載しておりますように、今後見込まれる所要額を補正するものですが、今回の補正による歳入歳出予算の総額に変更はございません。

4 ページの補正予算概要書をお願いいたします。前後いたしますが、5 款、諸支出金の償還金につきましては、令和 5 年度に概算払いにより交付を受けた負担金の額が確定したことに伴い、翌年度に精算いたします介護給付費県負担金返還金について 1586 万 9 千円を増額しております。このことにより財源調整といたしまして、4 款、基金積立金、介護保険給付費等準備基金積立金を同額の 1586 万 9 千円減額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○議長（江口 徹）

説明が終わりましたので、質疑を許します。初めに質疑通告をされております 11 番 川上直喜議員の質疑を許します。11 番 川上直喜議員。

○11 番（川上直喜）

この介護給付費県負担金返還金 1586 万 9 千円なんですけれども、これはどういうものなのでしょうか。

○議長（江口 徹）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

介護給付費県負担金の流れとして、都道府県の負担割合に基づき、事業年度に県から概算払いにより給付費負担金が交付されます。翌年度、給付実績に基づき負担金の額が確定しますので、精算時に給付金の額に不足があれば、県から追加交付、超過していれば市が返還することになります。

介護給付費県負担金返還金とは、この受入れ超過分の返還金でございます。令和 5 年度に、既に受入れ済みの県負担金 20 億 671 万 9127 円に対し、6 年度に 19 億 4866 万 6576 円と額が確定しましたので、その差額、受入れ超過分の 5805 万 2551 円を返還するものです。

○議長（江口 徹）

11 番 川上直喜議員。

○11 番（川上直喜）

この返還金を介護保険給付費等準備基金管理費の減によって対応しようということなんですけど、ここで、そもそも介護保険給付費等準備基金がどういう状態にあるのか、推移を確認しておきたいと思いますので、資料の提出を求めたいと思います。議長において、取り計らいをお願いします。

○議長（江口 徹）

執行部にお尋ねいたします。ただいま川上議員から要求がっております資料は提出できますか。介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

提出できます。

○議長（江口 徹）

お諮りいたします。ただいま川上議員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

資料につきましては、サイドブックスをご確認ください。１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

説明をお願いしていいですか。

○議長（江口 徹）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

介護保険給付費等準備基金の残高推移を御覧ください。下の表を御覧ください。真ん中のところの「年度末残高（Ａ）」と書いてある部分のところが、それぞれの年度の基金の年度末残高になります。前年度残高に「新規積立（前年度余剰金）」、「積立（運用等）」をプラス、「取崩」をマイナスした額がそれぞれの年の残高となります。これが棒グラフの青色の部分になります。その下の「介護保険事業計画の年度末残高（予定）」、これが計画上の残高の予定部分になります。これは上の棒グラフでいいますと、緑色の部分になります。一番下の「保険給付費及び地域支援事業費（Ｂ）」と書かれている部分が、赤の折れ線グラフのところになります。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

今回の補正によって、当初予算時に見込んでいた基金残高、どういう変化が生じたのでしょうか。

○議長（江口 徹）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

今回の補正予算では、令和６年度末残高を１０億６３５７万２千円と算定しております。令和７年度当初予算では、７年度の年度末残高を１０億２９８８万６千円と見込んでおりましたが、これに伴いまして、１０億１４０１万７千円となる見通しです。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

私は「議案第８３号 専決処分の承認（令和６年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第３号））」に反対の立場で討論を行います。

今回、県負担金の返還金に充てる額は、原資としては高過ぎる介護保険料を高齢者に押しつけて貯め込んだ基金であります。この点で、先ほどグラフでも見ていただきましたとおり、適正な積立額とは到底考えられない状態になっていると思うんですね。

今回の専決処分、補正予算（第３号）は、いずれも高齢者の負担を前提にしたものであり、到底認めることができません。討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第８３号 専決処分の承認（令和６年度 飯

塚市介護保険特別会計補正予算（第3号）」について、承認することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、承認されました。

「議案第84号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（松本一男）

それでは「議案第84号 専決処分の承認」について、ご説明いたします。

「専決第4号 令和7年度 飯塚市一般会計補正予算（第1号）」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

「議案第84号」と表示しております令和7年5月23日専決分の補正予算資料の3ページをお願いいたします。表の下に記載しておりますように、定額減税の不足額給付事業に要する経費を補正するもので、歳入歳出予算の総額に6億2244万1千円を追加して、858億8644万1千円にいたしております。

4ページの補正予算概要書をお願いいたします。まず、歳入でございますが、国庫支出金につきましては、歳出に計上しております事業の財源として補正するものでございます。

次に、歳出でございますが、民生費、社会福祉総務費の定額減税不足額給付事業費につきましては、令和6年度に実施しました定額減税調整給付において、令和5年分の所得などを基に推計の上支給した額と、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した結果、本来給付すべき額に不足が生じた方々に対しまして、その不足分を支給する事業となっております。

対象者は1万6千人を見込んでおり、対象者には8月上旬をめどに確認書を発送し、支給開始は9月上旬から順次行ってまいります。

最後に、5ページ以降に、今回の補正にかかる歳入・歳出予算額の推移表を添付しておりますが、内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（江口 徹）

説明が終わりましたので、質疑を許します。初めに質疑通告をされております11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

対象人数と給付額の総額を、それぞれお尋ねします。

○議長（江口 徹）

調整給付臨時対策室長。

○調整給付臨時対策室長（梶原あゆみ）

不足額給付の対象者は、事情により調整給付の支給額に不足が生じる場合に追加支給を行うものでございます。

1つ目の事情としましては、令和6年度に実施した調整給付の支給では、令和6年分所得税額の確定を待った場合、速やかな支援が行えないことから、令和5年の所得等を基に推計した令和6年分推計所得税額を用いて給付額を算定しています。このため、令和6年分所得税額が確定した後に、本来給付すべき額と実際に給付した額との間で差額が生じた方に不足する額を1万円単位で切り上げて給付するものです。この対象者としましては、1万4333人、給付額を約5億803万円と見込んでおります。

2つ目の事情としましては、所得税及び個人住民税所得割ともに非課税であり、税制度上の扶養親族でなく、低所得世帯向け給付対象世帯の世帯主、世帯員に該当していない方が対象者となり、原則4万円を支給するものです。対象者を1667人、給付額を6668万円と見込んでお

ります。全体で1万6千人、給付額が約5億7471万円と計上しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

5月の臨時会で上程に至らなかった議案ですけれども、専決処分をされております。

それで、スケジュールに影響があるのではないかと思ったんですけれども、現段階でスケジュールはどうなっていますか。

○議長（江口 徹）

調整給付臨時対策室長。

○調整給付臨時対策室長（梶原あゆみ）

本給付の基準額を、国の通知に沿った形で支給基準日を令和7年6月2日として作業を行いまして、給付金の申請・確認書の発送を8月上旬とし、確認作業が終わりましたら、9月上旬より随時お支払いを開始いたします。また、申請の締切日は10月末日までといたします。具体的な時期等は決まり次第、市報やホームページ等でお知らせいたします。

国からの通知においては、対象者からの申請期限を令和7年10月31日まで、自治体からの支給決定期限を令和7年11月30日までとされております。本市もそれと同様に実施することで準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

いろいろな事情で今年3月の確定申告が終わっていない場合、どうしたらいいですか。

○議長（江口 徹）

調整給付臨時対策室長。

○調整給付臨時対策室長（梶原あゆみ）

本給付額の基準日を、国の通知に沿った形で令和7年6月2日に設定することで考えております。本来、給付すべき所要額と当初調定給付額との間で差額が生じた方については、令和7年3月に確定申告がお済みでない方でも、その日以降に申告をされ、かつ基準日までに申告データが確認できたものについて、本市で算定して対象となる場合は通知をすることとしております。

基準日以降に申告をされた方で、不足額給付の該当となる場合は、その方から申請をしていただくこととなります。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第84号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市一般会計補正予算（第1号））」について、承認することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

全会一致。よって、本案は、承認されました。

暫時休憩いたします。

午後 1時54分 休憩

午後 2時06分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

先ほど答弁を保留しておりました「議案第76号」を議題といたします。川上議員からの質疑についての答弁を求めます。企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

飯塚市企業局、市立病院との情報交換会及び管理運営協議会の会議録に基づき、招聘活動の経過を説明いたします。令和3年4月より循環器の常勤医が不在となっておりますので、それ以降の経過となります。

まず、情報交換会の報告内容につきましては、令和3年5月の情報交換会では、循環器医師に関しては調整中であり、産業医科大学、福岡大学などの医局に依頼予定との報告を受けました。

次に、令和3年7月になります。退職された循環器担当医の後任の招聘活動のため、大学病院医局の訪問を予定しているとの報告を受けました。

令和4年6月になります。6月から関係大学医局に、派遣への挨拶及び招聘活動を行う旨の報告がなされました。

令和5年2月になります。九州大学へ循環器医の招聘を相談するが、状況は厳しいとの返答があったとの報告を受けました。

令和6年11月になります。循環器ほかの常勤医不在科目の招聘活動を継続して行う旨の報告を受けております。

令和7年2月になります。4月に常勤循環器内科医の採用を予定しているとの報告を受けました。

令和7年3月になります。循環器常勤医の入職予定により、次年度の体制が確保されとの報告を受けました。

次に、飯塚市立病院管理運営協議会での報告内容になります。

令和4年2月の書面開催の令和3年度第2回飯塚市立病院管理運営協議会では、循環器内科の常勤医の確保が必要と考えております。関係大学へ医師招聘の訪問を積極的に行っているとの報告を受けました。

令和5年2月開催の令和4年度第2回飯塚市立病院管理運営協議会では、常勤医が不足する診療科につき、必要な数の常勤医の確保を目指すとの報告を受けております。

令和6年2月開催の令和5年度第2回飯塚市立病院管理運営協議会では、引き続き、常勤医不在の診療科については、医師確保のため、関係大学への招聘活動を継続的にしてまいりますとの報告を受けております。

令和7年2月開催の令和6年度第2回飯塚市立病院管理運営協議会では、令和7年4月から循環器内科常勤医1名の招聘をし、救急対応を行う際に十分な受入れができていなかった循環器疾患については、体制が強化できるとの報告を受けております。以上が経過になります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

市立病院事業において、企業局と指定管理者地域医療振興協会との関係が適正かどうかについて、この経過の中から判断したかったわけです。今回の場合は設置ということですが、これが廃止ということであれば、明らかに市民、住民にとって不利益になるだろうと思ったから、適正な関係を築いてもらいたいと思ったわけです。

それで、患者の見込みをお尋ねします。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

常勤医師による専門外来の開設により、心不全、狭心症、不整脈といった循環器疾患に対し、より専門的かつ継続的な診療を提供することが可能となります。心疾患は日本における死因の第2位であり、がんや老衰と並ぶ主要な慢性疾患です。また、高齢化率は、2023年時点で29.1%に達しており、今後も高齢者人口の増加が見込まれています。このため、循環器内科の患者数も同様に増加傾向にあると推定されます。

循環器専門の常勤医は4月に配属されたばかりですので、現時点ではまだ患者数の見込みを立てることが難しい状況ですが、循環器内科を標榜することで、他の医療機関からの紹介先として選ばれやすくなり、循環器疾患の患者の紹介が増加するものと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今の答弁からいえば、今後の収益への影響ははっきり分からないという感じでしょうか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

現時点では、直接的な収益面の影響は分かりかねますが、着任した循環器専門の常勤医師は不整脈治療を専門としており、不整脈の専門性の高い外来診療や心臓ペースメーカー移植術が可能となり、当該手術をもう開始しております。

また、常勤医師の配置により、平日の全ての日において手術症例の術前心機能評価が可能となり、救急医療においても、救急患者の心疾患に対する診断や治療の助言を行い、救命に貢献できるなど、より質の高い診察を診療患者の皆さんに提供できるようになり、収益面には現れない副次的な効果も見込まれると考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この件については、市立病院の医療従事者の意見は把握されていますでしょうか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

市立病院の関係者からの聞き取りとなりますが、救急時における迅速な対応や入院患者の医療現場での相談及び術前の心機能評価など、他科との連携強化を図ることで、より質の高い医療の提供が可能となり、安心して患者の受入れを行うことができると聞いております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

現在の医療スタッフ体制で極度に新たな負担がかかってしまうようなことについては、特別、意見がないんですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

その件につきましては、ちょっと確認ができておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

確認してください。

病院管理運営協議会の意見はどうなっているでしょうか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

本定例会で議決いただければ、令和7年8月に開催予定であります令和7年度第1回飯塚市立病院管理運営協議会にて、循環器内科の標榜追加について報告することとしております。これまで開催されてきました市立病院の管理運営協議会においても、招聘の動向に強い関心が寄せられ、循環器内科等の診療体制強化を求める意見が度々寄せられておりました。

循環器内科の医師が常駐することで、これまで常勤医師の不在により実施できなかった検査や治療が可能になるということで、期待を持っていただけるものと考えております。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第76号 飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

全会一致。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第85号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（梶原あゆみ）

「議案第85号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）」につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書の33ページをお願いいたします。この専決処分につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、飯塚市税条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、議案書の34ページの新旧対照表をお願いします。第82条の規定については、軽自動車税種別割の標準税率区分の見直しによるもので、第1号のウのとおり、総排気量125cc以下で最高出力を4.0キロワット以下に制御した新基準原付バイクの税率については、50cc原付と同額の年額2千円とするものでございます。

次に、議案書の35ページの下段をお願いします。附則第10条の3第14項につきましては、マンションの長寿命化に係る固定資産税の減額措置について、申告手続が見直されたことに伴い、関係規定を整備するものでございます。内容の説明については、省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、飯塚市税条例の一部を改正する条例の補足説明を終わります。

○議長（江口 徹）

説明が終わりましたので、質疑を許します。初めに質疑通告をされております11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

軽自動車に関わるところは、市民にとって有利になる側面が主なところと理解しました。

マンションに関わるところについては、省略されたので、もう少し説明を求めたいと思います。

○議長（江口 徹）

税務課長。

○税務課長（梶原あゆみ）

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションにかかる税額の減額措置についての手続の簡素化として、これまで各区分所有者から申告をいただくこととなっておりましたが、このたび、マンション管理組合の管理者等が申告を行うことができるよう見直されたことに伴い、関係規定を整備するものでございます。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

その場合、管理者ということであれば、区分所有者から同意書を取っておく必要があるとか、何か立場を証する物が必要であるとかいうことはないんですか。

○議長（江口 徹）

税務課長。

○税務課長（梶原あゆみ）

これまでどおり各区分所有者の方からの申告により減額措置をすることは可能です。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

それは分かりました。

新たに管理者、管理人が行うことで、それぞれの区分所有者の申告が必要でないというふうに受け止めたので、その場合、管理者の立場を証する物が何か必要ではないのかと思ったわけです。何も要らないんですか。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 ２時２２分 休憩

午後 ２時２４分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。税務課長。

○税務課長（梶原あゆみ）

管理組合が定めたマンションの管理に関する計画が一定の基準を満たす場合に、適切な管理計画を持つマンションとして地方公共団体から認定を受けることができる制度がございます。その制度の中で、認定を受けた管理組合の管理者となります。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

そうすると、「私が管理者です」と証する物は、認定証が管理者を証する物になるということでしょうか。

○議長（江口 徹）

税務課長。

○税務課長（梶原あゆみ）

マンション管理適正化推進計画の認定を受けている書類が必要となりますので、そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第85号 専決処分の承認(飯塚市税条例の一部を改正する条例)」について、承認することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本案は、承認されました。

「議案第86号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。医療保険課長。

○医療保険課長(大隈友加)

「議案第86号 専決処分の承認」について補足説明をいたします。

議案書45ページをお願いいたします。この専決処分は、地方税法施行令の一部改正に伴い、飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。概要をまとめました資料を用意していますので、こちらの資料で説明をいたします。

1ページをお願いいたします。「1. 改正の内容」についてでございますが、今回の改正のポイントは、賦課限度額の引き上げにより、高所得者からの負担を求め、軽減判定所得の範囲拡大により低所得者の負担軽減を図るものとなっております。

「①賦課限度額引き上げ」につきましては、第3条第2項及び第24条において、基礎課税額の限度額を65万円から66万円に、第3条第3項及び第24条において、後期高齢者支援金等課税額の限度額を24万円から26万円に改めるものでございます。これにより、40歳から64歳の介護納付金の限度額が17万円でございますので、賦課限度額合計は109万円となります。

資料の2ページをお願いいたします。図を用いまして今回の改正についてご説明いたします。国保税につきましては、前年の収入を基に世帯単位で賦課をしておりますが、基礎課税額分の場合、収入から各種控除を行った所得の6.8%の所得割、これに世帯内被保険者の人数で計算する均等割である1人当たり2万1千円、平等割の1世帯当たり2万3千円の合算が賦課額となります。図にお示ししたように、世帯所得が増えるほど、賦課額の税額は増加いたしますが、上限額となる賦課限度額を設けていますので、ある所得以上になりますと税額は頭打ちとなります。今回の改正は、基礎課税額分と後期高齢者支援金分での賦課限度額の引上げとなります。

資料の3ページをお願いいたします。基礎課税額分の賦課限度額引上げの図となっております。一番左の図でございますが、賦課額が60万円といった限度額未満の場合は、今回の改正には影響ありません。真ん中の賦課額65万5千円の例でございますが、限度額が65万円から66万円になることにより限度超過世帯からは外れ、5千円の増税となります。このような世帯が4世帯となります。一番右の賦課額が66万円越えの例となっておりますが、改正前も、改正後も限度額を超過している世帯でございまして、1万円の増税となります。このような世帯が91世帯となっております。

4ページをお願いいたします。後期高齢者支援金分の賦課限度額引上げについて図示しております。真ん中の例の場合のように、限度額が24万円から26万円になることにより、限度超過世帯から外れ、増税となるのが29世帯、右のほうの図のように賦課額が26万円を超える場合は、2万円の増税となる世帯が102世帯となっております。

資料1ページにお戻りください。左の「②均等割・平等割の減額対象範囲を拡大」につきましては、

第24条第2号の5割軽減の対象所得の算定について29万5千円を30万5千円に、同条第3号の2割軽減の対象所得の算定について54万5千円を56万円にそれぞれ改めるものでござ

います。

右側の「２．改正による影響額」でございますが、「差引Ｂ－Ａ」の部分に着目ください。

「①賦課限度額引き上げの影響額」は、基礎課税額分の限度額超過世帯が４世帯減り、限度超過額が９３万１５２５円減少いたしております。また、後期高齢者支援金分では、限度額超過世帯が２９世帯減り、限度超過額が２２８万１７５３円減少しており、合計で３２１万３２７８円の限度超過額の減となります。これは国保税からみますと税収は増になります。

「②軽減対象範囲の拡大の影響額」は、５割軽減の対象世帯が６２世帯増え、軽減額が２７６万３２５０円の増額、２割軽減の対象世帯が８世帯減り、軽減額が１８万４３２０円の減額、合計で２５７万８９３０円の軽減額の増額となり、国保税からみますと税収は減になります。

今回の改正による賦課限度額の引上げ及び軽減対象範囲の拡大の影響額は、合計で６３万４３４８円の税収の増となっております。

以上、補足説明を終わります。

○議長（江口 徹）

説明が終わりましたので、質疑を許します。初めに質疑通告をされております１１番 川上直喜議員の質疑を許します。１１番川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

今回、地方税法施行令改正に基づいて条例を改正してしまったという専決処分の承認を求める議案なんですけど、説明のありました改正の内容、「①賦課限度額引き上げ」、「②均等割・平等割の減額対象範囲を拡大」については、法の理解としては、このようにしなければならないということでしょうか。それとも、こういうふうにすることができるという規定なんでしょうか。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

地方税法の規定では、政令で定める金額を超えることができないとありまして、条例で政令の額にしないといけないという義務規定ではございません。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

「②均等割・平等割の減額対象範囲を拡大」についてはどうでしょうか。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

条文には特に記載されておりません。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

分かりました。

賦課限度額の引上げについては、地方税法施行令改正が過去からあるんですけれども、改正のたびに、飯塚市は見送ったことがなくて、改正の上限いっぱいまで上げてきたわけです。

それで、どうしてそういうことをするのかなというのもあるんですけど、この間の推移を、法改正とあるいは条例改正との関係で明らかにした資料を求めたいと思います。資料要求をしたいと思いますので、議長において取り計らいをお願いします。

○議長（江口 徹）

執行部にお尋ねいたします。ただいま川上議員から要求がっております資料は提出できますか。医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

できます。

○議長（江口 徹）

お諮りいたします。ただいま川上議員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

資料が準備されておりますので、サイドブックスをご確認ください。１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

資料ありがとうございました。説明をお願いしていいですか。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

本資料は飯塚市の国民健康保険税賦課限度額の推移を表しております。条例改正を行った年度の項目に水色の網かけをしております。平成３０年度に国民健康保険の都道府県単一化が開始されまして、都道府県が市町村国保の広域運営を担い、財政運営主体となって運営を実施しております。その平成３０年度からの推移について記載をさせていただいております。

条例改正の施行日は、いずれも４月１日となっております。平成３０年度は基礎課税額分が５４万円から５８万円に改正。平成３１年度は基礎課税額分が５８万円から６１万円に改正。令和２年度は基礎課税額分が６１万円から６３万円に、介護納付金分が１６万円から１７万円に改正。令和４年度には基礎課税額分が６３万円から６５万円に、後期高齢者支援金分が１９万円から２０万円に改正。令和５年度は後期高齢者支援金分が２０万円から２２万円に改正。令和６年度は後期高齢者支援金分が２２万円から２４万円に改正。そして、今回上程いたしました令和７年度は、基礎課税額分が６５万円から６６万円に、後期高齢者支援金分が２４万円から２６万円に改正となっております。

一番下の「※」になっておりますところでございますが、本市の国民健康保険税の限度額は、国の施行令に準じ設定をしているところでございます。以上です。

○議長（江口 徹）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

国保給付費等準備基金のほうは、こういう限度額を国なりにずっと引き上げてくる中で、それだけが理由ではないけれども、高水準に膨れてきているわけです。市民にとっては耐え難い高過ぎる国民健康保険税という状況です。

それで、県統一化の動きの中で、この国民健康保険税がさらに引き上げられる危険性があると思っているんですが、今、県の示している標準課税率についての動向はどういう状況でしょうか。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

議員のおっしゃいます標準課税率というのは、福岡県が示します市町村標準保険料率というふうに思っておりますが、そちらのほうでよろしいでしょうか。こちらのほうにつきましては、市町村標準保険料率とは、市町村ごとの保険料の標準的な水準を表す値として、県内統一の基準に基づき県が算定している値でございます。

福岡県が示しました令和７年度飯塚市の標準保険料率は、基礎課税額分、所得割７．０５％、均等割２万６６１１円、平等割２万６７０１円。

後期高齢者支援金分、所得割２．８３％、均等割１万５３８円、平等割１万５７４円。

介護納付金分、所得割2.33%、均等割1万668円、平等割8174円となっております。
○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「議案第86号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」に反対の立場で討論いたします。

今回の条例改正による影響額は、プラスとマイナスを合わせますと約600万円です。国の言いなりにならずに、これらの施策に対応しようとすれば、つまり、負担増はしない、軽減のほうは行うということになるといいんですけど、600万円ぐらいの手立てが必要になるのかなと思うわけです。

現在、本市の国保給付費等準備基金は、2023年度末で約9億200万円。2024年度末で約7億3千万円の見通し、今年度、2025年度末でも約6億3千万円もの見込みとのことです。基金だけみても財源は十分にあるのに、国の言いなりになって高過ぎる国民健康保険税をさらに引き上げようというわけです。また、今後の見込みからいえば、住民負担をさらに大きくする福岡県の標準課税率の押しつけも心配されるわけです。

したがって、今回の条例改正の特徴は、住民負担をさらに増やす方向を推進する内容になっていると思われまので、反対であります。

また、この際に一言申し上げたいのは、紙の保険証の発行の再開が認められるわけでありま。以上で討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第86号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について、承認することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、承認されました。

「議案第87号 契約の締結（白門井堰改良工事）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。契約課長。

○契約課長（山本直樹）

「議案第87号 契約の締結（白門井堰改良工事）」につきまして補足説明をいたします。

追加議案書の3ページをお願いいたします。本件、白門井堰改良工事につきましては、契約金額2億9194万円で、丸島・オカベ特定建設工事共同企業体と契約を締結するものであります。

議案書の4ページをお願いいたします。入札の概要でございますが、工期につきましては、本契約として認められた日から令和8年5月29日までとしております。入札執行状況につきましては、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準並びに特定建設工事共同企業体運用基準に基づきまして、業者選考委員会において、入札参加の条件等を決定し、5月16日に入札公告を行い、6月10日に入札を執行いたしました。

本件につきましては、2つの共同企業体から入札参加申請があり、2者による入札の結果、予定価格3億728万5千円に対し、落札額2億9194万円、落札率95%となっております。

以上、議案の補足説明を終わります。

○議長（江口 徹）

説明が終わりましたので、質疑を許します。初めに質疑通告をされております24番 金子加

代議員の質疑を許します。２４番 金子加代議員。

○２４番（金子加代）

この工事請負議案資料によりますと、落札額は２億９１９４万円ですが、令和７年度の当初予算を見てみますと、白門井堰改良工事は４億６１７０万円とあります。その差は約１億７千万円ですが、その理由は何でしょうか。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

当初予算額は、今回、議案を提出いたしております工事のほかに、別途発注予定の河川内に降りるための仮設道路設置撤去工事費を合わせた費用となっておりますので、今回の契約額は、当初予算額よりも低い額となっております。

○議長（江口 徹）

２４番 金子加代議員。

○２４番（金子加代）

その別途の工事も、また、別に予算計上されるということですか。その計画について、教えてください。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

令和７年度当初予算に計上しております金額の中に、次回、発注予定であります仮設道路設置撤去工事のほうの費用も含まれております。

○議長（江口 徹）

２４番 金子加代議員。

○２４番（金子加代）

この事業実施に至った経過を伺います。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

白門井堰改良工事に至った経緯としましては、令和５年１０月にゴム袋体を起立させたところ、起立状態を維持することができなかったため、点検を行ったところ、ゴム袋体に２か所の裂傷破損が判明いたしました。白門井堰から農業用水を直接取水することができないため、令和６年、７年の取水については、仮設置として、白門井堰取水口に用水ポンプを設置し、水田へ用水を供給して対応しております。

本復旧に向けて、令和６年度に測量設計委託を実施し、令和８年の稲作に影響がないように、令和８年５月末の工事完了を予定しております。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。１５番 永末雄大議員。

○１５番（永末雄大）

ちょっと教えていただきたいんですけど、この議案を見る限りでは、工事の場所が嘉麻市のほうになっているかなと思うんですけど。この辺りの整理の仕方が、河川の関係が分からないんですけど。先ほどの議案のほうは飯塚市内の工事だったと思うんですけど、今回、嘉麻市のほうでの工事になっているんですけど、この辺りも飯塚市の予算でやっていくのは、どういう考えの下、行われているのでしょうか。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

本井堰は、上三緒地区、下三緒地区、鶴三緒地区の農業用水を取水するための施設で、3地区に水を供給するに当たり、最良である嘉麻市口春に設置されたものでございます。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

あくまで、今、述べられた下三緒、上三緒地域の農業用水を取水するための工事ということで、今回、これが行われるというふうな感じになるんですか。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

先ほど、今回の改良工事の経過の説明がありましたけど、先ほど、上堰についても質問しましたが、ここについても同じような感じなんですか。市のこの井堰の維持管理に関する責任の負い方というのは。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

白門井堰につきましては、2年に1度の点検を行っております。それと白門井堰につきましては、職員のほうが直接維持管理を行っておりますので、ちょっと上堰のほうとは状況が違うのかなと思っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

どうしてそういう違いがあるんですか。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

白門井堰につきましては、先ほど申し上げましたとおり3地区の農業用水の供給という形になっておりますので、複数の関係者がおられるということで、直接飯塚市のほうが起立等の操作を行っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

上堰のほうは生産者組合の対象が1地区で、今回の場合は3地区なので、白門井堰については、どこかに維持・点検・管理を任せるというわけにいかないんだということなんですか。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

通常であれば、使われてある生産組合・農区のほうに依頼をしておりますが、今回の場合は複数の対象ということで、飯塚市のほうで操作のほうを行っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

上堰のほうは庄内支所なんですけど、白門井堰はどこが担当しているんですか。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

農業土木課になります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

入札参加、落札は丸島・オカベ特定建設工事共同企業体となっていますけど、どういう会社ですか。

○議長（江口 徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

2者の共同企業体となっておりまして、1者目につきましては株式会社丸島アクアシステム、代表取締役島岡秀和、資本金額が1億円、機械器具設置工事、鋼構造物工事などを受注している会社となっております。続きまして、株式会社オカベ工事につきましては、代表者野見山明美、資本金額2千万円、機械器具設置工事、鋼構造物工事などを請け負っている会社でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この工事で発生する土砂はどのくらいですか。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

今回の工事では、既設のコンクリート躯体を利用するため掘削等の土木工事はないことから、土砂処分費等は計上しておりません。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

先ほどの「議案第77号」と同様、白門井堰の当初の施工業者並びに施工年月日を教えてください。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

白門井堰を新設したのは住友電気工業株式会社となっております。完成年度は、平成7年となっております。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

この井堰は2か所あるじゃないですか、ゴムの取水盤が。今回交換するのは、この図面でいきますと左側ですね。この右側は交換済みなんじゃないでしょうか。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

右岸側につきましては、令和３年８月に被災しまして令和６年度に復旧しております。ですので、今回の工事で両方が新しくなるような予定です。

○議長（江口 徹）

２３番 小幡俊之議員。

○２３番（小幡俊之）

これで完全に直るということでしょうが、ここに操作盤がありますよね。これは、右岸側と左岸側、１か所につき操作盤１台という見方ですか。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

右岸・左岸のゴムの堰を１か所の操作室で操作をしております。

○議長（江口 徹）

２３番 小幡俊之議員。

○２３番（小幡俊之）

左右共通の操作盤ということよろしいですか。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

一つの部屋の中でそれぞれを操作するような形になります。

○議長（江口 徹）

２３番 小幡俊之議員。

○２３番（小幡俊之）

これは一級河川の遠賀川の嘉麻側ですよね。これは先ほど言いました財源の明細は分かりますか。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

この工事の財源につきましては、地方債である緊急自然災害防止対策事業債であります。充当率が１００％で交付税措置が７０％となっております。

○議長（江口 徹）

２３番 小幡俊之議員。

○２３番（小幡俊之）

７０％の交付先が国ということよろしいですか。

○議長（江口 徹）

農業土木課長。

○農業土木課長（田中勝之）

そのとおりです。

○議長（江口 徹）

２３番 小幡俊之議員。

○２３番（小幡俊之）

工事の保証期間が決められておりますか。

○議長（江口 徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

さきに上程しました上堰改良工事の内容と同様でございます。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第 87 号 契約の締結（白門井堰改良工事）」について、原案のとおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

全会一致。よって、本案は、原案可決されました。

（「議長」と呼ぶ者あり）

11 番 川上直喜議員にお尋ねいたします。発言の内容は何になりますでしょうか。11 番 川上直喜議員。

○11 番（川上直喜）

「5 月臨時会から 6 月定例会にかけた議会運営の反省に関する決議」を提出いたします。本決議を、直ちに日程に追加し、議題とすることを求めるものであります。

○議長（江口 徹）

ただいま、11 番 川上直喜議員から提出されました動議の賛成者は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

取扱いを協議するため、暫時休憩いたします。

午後 2 時 58 分 休憩

午後 3 時 44 分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。会議時間を午後 5 時まで延長いたします。

11 番 川上直喜議員ほか 5 名から「5 月臨時会から 6 月定例会にかけた議会運営の反省に関する決議」が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。この際、「5 月臨時会から 6 月定例会にかけた議会運営の反省に関する決議」を日程に追加し、直ちに議題とすることに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、「5 月臨時会から 6 月定例会にかけた議会運営の反省に関する決議」を日程に追加し、直ちに議題とすることは可決されました。

「議員提出議案第 9 号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。11 番 川上直喜議員。

○11 番（川上直喜）

「議員提出議案第 9 号」について、提案理由の説明を行います。「議員提出議案第 9 号」については、決議案でありますので、案文を朗読して提案理由説明とします。

5 月臨時会から 6 月定例会にかけた議会運営の反省に関する決議（案）

飯塚市議会では 5 月臨時会から 6 月定例会にかけて議会運営を誤り、議長が閉会中の 6 月 6 日に選任した議会運営委員会と 4 つの常任委員会は正副委員長すら選出できないまま、事実上、機能を停止している。議会運営委員会は成立の見通しがなく、市長提出議案の審査について常任委員会への付託を省略したほか、議会選出各種委員等の調整も行えない事態を迎えている。我々は、

地方自治の停滞を招き、市民の信頼を失うに至った事態を厳しく反省し、地方自治の原点に立ち返らなければならない。

議会運営委員会委員と常任委員会委員の選任については、5月臨時会では調整に成功せず自然閉会となった経過があるとはいえ、6月5日の議会運営委員会では6月定例会における議案付託までに常任委員会委員が選任できていない時は、委員会条例に基づいて後任が選任できるまでは現行の委員会体制で対応することで合意に達していた。

しかるに翌日6月6日17時25分、議長は全員を指名した所属一覧表を議会事務局長に命令しLINEワークスにお知らせ文書とともに掲載し、直ちに議会運営委員会を招集した。この行為については、多年にわたる民主的な議会運営の集約である飯塚市議会の先例を議長が守らず、市議会委員会条例の規定の立法趣旨を無視したものであることが、6月定例会初日の6月12日に行われた議長に対する緊急質問の中で明らかとなった。辞職勧告決議採択の後、出席催告を経て議員10人の少数出席で本会議を開催したことは、出席のための調整をせず今回の委員選任の報告を優先したものである。辞職勧告決議案の質疑と討論では、議長直撃インタビューとしたYouTube番組において、議長が議員の個人としての誤った見解を述べていたことも厳しく指摘された。これらの背景に、議長自身による議長辞職と議長選挙をめぐる不透明な約束があったことも明らかになった。

これらの行為を議長は深く反省するとともに、議会運営委員会と常任委員会の委員選任等について、下記の5点に関して、本来、発言し責任を明らかにすべきところである。

そもそも、地方自治の本旨は住民福祉の増進を図ることにあり、議会は地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びに検査及び調査その他の権限を行使し、議員は住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する立場にあり、公正で民主的な議会運営が求められるのは当然である。飯塚市議会はこの際、5月臨時会から6月定例会にかけた議会運営の誤りを深く反省し、市民に謝罪するとともに、今回の教訓に学び地方自治法及び関係法令を遵守し、多年にわたる民主的な議会運営の集約である先例を尊重し、議長の行為によってかかる事態が再び起こることのないよう決意を表明する。

記

- 1 閉会中の全員選任は立法趣旨に反する、議員が出席せず議案審査がされない事態が生じるとの指摘を全国市議会議長会から2回受け取ったが、代表者会議と議会運営委員会に諮らず実行したこと。
- 2 6月5日の議会運営委員会の合意を蔑ろにしたこと。
- 3 出席催告後とはいえ少人数の開議の前に行うべき調整を放棄したこと。
- 4 先例・申し合わせを尊重し会派・議員との協議と合意形成へさらに努力すべきであったこと。
- 5 議長直撃インタビューに登場し議員個人として誤った見解を発信したこと。

以上、決議する。飯塚市議会。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

この決議案が、もっとよくなるんじゃないかと思って、そういう視点でちょっと質問をさせていただきます。

この案文におおむね賛成はしてしまして、大体、これで完成されているんじゃないかなと思い

ながら、「記」以下の決議内容のところが、議会としての決議内容なのかなというのが、私としてはクエスチョンで、どちらかというと、議長の行いがという「議長」が主体になっていると思ったんですよ。

なので、この本文はすごく完成されているので、これを以下の決議内容にすればいいんじゃないかというふうに思ったんですが、この決議文をブラッシュアップする余裕はございますでしょうか。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

提出者が、私、川上直喜になっておりまして、賛成の方が5人おられます。具体的に、こういうふうという提案があれば、休憩していただいて、関係の皆さんと協議した後に答弁したいと思います。

○議長（江口 徹）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

一応、3つほど考えてきたんですけれども、休憩するかどうかは置いて、以下ですね、やはりこういうことがあったから、将来的にこうするのはしないようにしようという文言がいいのかなというふうに思っています。この内容だと、こういうことがあったという、過去の事象の羅列なので、私としては、3つありまして、まだ全然つくろうと思えばつくれるんですけど。

1つ目に、本市議会は5月臨時会から6月定例会にかけての議会運営において、議会運営委員会及び常任委員会の委員選出等の基本的な職責を果たせなかったことを厳粛に受け止め、市民の信頼を損ねたことを深く反省をする。

2つ目に、今後、委員選任に当たっては、議会運営委員会の協議を尊重し、法令及び会議規則に基づく手続を厳守することを徹底する。

3つ目に、本決議により、市民に対して説明責任を果たすとともに、議員一人一人が自らの行動を省み、信頼回復に向けた不断の努力を誓う。

みたいな、過去も捉えながら将来に向けてという文言がいいのかなと思って、休憩するかしないかは別として、質問はないんですけど、これについて、どう思われますか。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今回の決議案を出した立場から申し上げますと、これが正しいから、皆さんぜひともこのままで賛同してくださいというふうには思っていないんです。それは、賛同いただいた方々と協議をする必要があるとは思いますが。

いずれにしても、議員が、議会が行った行為によって、市民に責任が果たせなくなっているという側面とともに、一人一人の議員とは次元の違う権限と責任を負っている議長が行った行為によって、市民に責任が果たせなくなっている現状というのは、それぞれごとに捉えて明確に記載した決議を残すことは、当面の今の事態を我々が打開する上で必要であるとともに、地方自治体としての本市の未来、5年後、10年後、20年後に、この歴史を、誤った行為であったということを残す必要があるという側面もあると思うんです。その点でいえば今日、様々に質疑の形の中で意見を率直に出し合っていくことが大事だと思います。その点でいえば、今言われた3点につき、提案意見ということは分かるんですけど、文言修正で対応できるものであれば、具体的な文言について修正の提案をしていただいて、取扱いを協議するということはできると思うんです。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。24番 金子加代議員。

○ 2 4 番（金子加代）

決議案の内容を読ませていただきますと、初めのほうが5段に分かれていて、1段目の終わりから2行目に、「我々は、地方自治の停滞を招き、市民の信頼を失うに至った事態を厳しく反省し、地方自治の原点に立ち返らなければならない」というふうにあります。この「我々」というのは一体誰のことなのか、お聞きします。

○議長（江口 徹）

1 1 番 川上直喜議員。

○ 1 1 番（川上直喜）

先ほど答弁の中でも発言しましたが、「我々」は飯塚市議会議員26人、それから議長ということがありますけども、機関としての飯塚市議会という意味で、この「我々」という言葉を使っています。議員の一人一人、この中に議長が入っているのか入っていないのかというレベルではなくて、地方自治の二代表制の一方で、市政を監視しチェックする役割を持っている飯塚市議会という機関のことであります。

○議長（江口 徹）

2 4 番 金子加代議員。

○ 2 4 番（金子加代）

「我々」は、飯塚市議会として、機関としての飯塚市議会ということで理解いたしました。その中で、機関としての議会ならば、もともとはこの5月臨時会から6月定例会にかけた議会運営の反省ということで書かれておりますが、2段目、3段目に関しては、議長に対しての行動が具体的に書かれておりますが、その機関としての議会というところでは述べられていないように思いますが、具体的に、機関としての議会とは、どんなところが、市民の信頼を失うに至ったことだというふうにお考えでしょうか。

○議長（江口 徹）

1 1 番 川上直喜議員。

○ 1 1 番（川上直喜）

ここには臆測とか推測だとかいうことを排除しております。この間の事実を述べているという点が一つ。それから、先ほど少し述べましたが、一人一人の議員が市民から負託を受けた権限とか役割とかありますけども、議長は、この議会の中で選出され議長としての独自の権限を与えられているわけです。議員の行為と議長の行為というのは、全く権限が違うわけです。その点で、議長が行った行為によって、現在、この事態に遭遇しておるということを、きちんと、目をつぶらずに、決議には書き込む必要があるのではないかということを書いてあるわけです。

○議長（江口 徹）

2 4 番 金子加代議員。

○ 2 4 番（金子加代）

そもそもこの議会の混乱は、5月の臨時会から6月の定例会ということでありましたが、6月の定例会について書かれていますが、5月の臨時会のことについて書かれていません。そこについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（江口 徹）

1 1 番 川上直喜議員。

○ 1 1 番（川上直喜）

まず、3段目の最後2行に、今回の事態の背景にあるものについて記述があります。「これらの背景に、議長自身による議長辞職と議長選挙をめぐる不透明な約束があったことも明らかになった」と書いているわけです。これは、5月の不信任決議案に対する私の質問に、提出者である道祖 満議員が答弁する過程でも明らかになりました。また、6月12日、定例会初日ですけども、辞職勧告決議案に対する賛成討論の中でも、議長から直接電話がありましたというようなこ

ともあったわけです。これはいずれも、5月14日の出来事なんです。あなたも、その約束に参加されているわけです。そのことは、既に公となっている立憲民主党と飯塚みらい会、有和会の合意に関する覚書によっても明らかになっているわけです。

この私的な約束の破綻が、5月臨時会では、公的機関を壊すきっかけになったわけです。「不信任決議案に端を発し」とかいう言葉遣いがありましたけど、とは限らないんです。前日のこれがあるわけです。そういった点でいえば、金子議員が「5月の臨時会のことがありますけれども」と、これは4会派・無所属の15人が出席を拒否したりしたこと、これは私も厳しくその事実を指摘しておるわけですが、その行為に至る前日に、今、言ったことがあって、立憲民主党のほうは、佐藤清和議員、田中武春議員、飯塚みらい会、有和会には江口 徹議長ですよね、そして小幡俊之議会運営委員長じゃないですか。この中で、石川華子議員と共に金子議員は、あるいは副議長の兼本芳雄議員は、このことを共有していたわけでしょう。このことをはっきり反省していかなければ、新聞で報道されるように、両者相譲らずみたいなことになっていくんじゃないですか。

だから、我々は今の時代から抜け出て、市民に責任を負い、未来を失わないようにするという点からいえば、やはり、地方自治の原点に立ち返って、今のレベルの水準では、なかなか分かりにくいかもしれないけど、原点に立ち返れば見えるものがあるのではないかと思うわけです。答弁です。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

「議員提出議案第9号 5月臨時会から6月定例会にかけた議会運営の反省に関する決議」に対して、反対の立場で討論いたします。

そもそも5月の臨時会、6月の定例会の議会の事態の発端は、5月の臨時会において、事実確認ができない、法的根拠のない議長不信任案が16名という多数で可決したこと。そして、多数の議員、15名の議員により、委員会構成ができなかったこと、議会に出席しなかったことです。

今回の決議案は、議会の混乱を、議長の一方的な責任というふうに書かれているように感じます。先ほど同僚議員が言われたように、私たち全員の責任だと考えます。今後どうするのかをしっかりと考えて、今できることを私たちが考えてやっていかなければ、この議会の混乱は免れないと思います。よって、この決議案に関しては賛成しかねます。以上です。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

提出者が賛成討論をいたします。

私たちが、今、どういう局面におるのかについて、一部、理解がいついていないところがあるのではないのでしょうか。

議会運営委員会を招集しても成立しないんですよ。常任委員会を招集しても成立しないんですよ。この局面で、議会選出各種委員等の調整も行えるわけがないんですよ。

今回の決議は、議員の責任の問題、それから、地方自治法に定められている議長の権限に関わる責任の問題、次元が違いますよ。それを飯塚市議会として深く反省し、未来に向けて歩き始めようという決意を、市民に謝罪した上で行うという決議案になっています。

この過程の中で、今、申し上げましたように、特別な権限を与えられ、あるいは持っている議長が、地方自治法の精神や関係法令、本市の民主的な議会運営の経験を集約した、そして、まとめた先例とか申合せを、このように乱暴に踏みにつけていくことを、飯塚市議会が何ら指摘もせ

ず、触れもせず、みんなが同じように悪かったよねということで済ませていいのか。

今回のことは、飯塚市の地方自治の今と未来に関わる問題であると同時に、考えてみていただきたいのは、全国市議会議長会が、2度にわたり立法趣旨に反すると指摘し、さらに、議会事務局を通じて、議長からの問合せが繰り返されていますから、これに対して、「この立法趣旨に反する行為を行うならば、議員が委員会に出席せず、議案審査が行われず、市長は専決処分を行うことになる」とまで言っているわけです。

これは、どういうことかという、議長が議会を壊す行為、市政に対する監視機関としての役割ができなくなることを承知の上で、この行為をしたということじゃないですか。

5月臨時会における自然閉会、何ら得るべきところがなかったことについての責任については、4会派・無所属15人にあると私は申し上げました。

しかし、今回の事態は、全然、次元の違うレベルなんです。経験したことのないことを、今、我々は経験させられているわけですよ、議長の行為によって。ですから、議会として、議長の責任を明確にして、そして、決意を表明するということが大事になっていると思うわけです。

付言しますと、私はこの決議を受けて、江口議長が、決議が指摘する5点につき発言をして、その上で議会運営委員会、また、常任委員会についてはゼロベースで、分かりにくい表現かもしれません。総替えと言ってもいいのかもしれませんが。代表者会議を軸に、民主的に調整し直すことができるのではないかと思います。場合によっては、その内容について全体が合意した、とりわけ議会運営委員会が合意に達した6月5日、そのレベルまで、その時点にまで押し戻せば、新しい段階に私たちは入れるんじゃないかと思うんですよ。

これまでの延長線上の物の見方、考え方では、今の事態は打開しにくいと思います。しかし、この決議を踏まえれば、市民に対する責任を果たすために力が合わせられるのではないかと思います。以上で討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第9号 5月臨時会から6月定例会にかけた議会運営の反省に関する決議」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 4時17分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 26名)

1 番	江 口 徹	1 5 番	永 末 雄 大
2 番	兼 本 芳 雄	1 6 番	土 居 幸 則
3 番	深 町 善 文	1 7 番	吉 松 信 之
4 番	赤 尾 嘉 則	1 8 番	吉 田 健 一
5 番	光 根 正 宣	1 9 番	田 中 博 文
6 番	奥 山 亮 一	2 0 番	鯉 川 信 二
7 番	藤 間 隆 太	2 1 番	城 丸 秀 高
8 番	藤 堂 彰	2 2 番	秀 村 長 利
9 番	佐 藤 清 和	2 3 番	小 幡 俊 之
1 0 番	田 中 武 春	2 4 番	金 子 加 代
1 1 番	川 上 直 喜	2 6 番	瀬 戸 元
1 3 番	田 中 裕 二	2 7 番	坂 平 末 雄
1 4 番	石 川 華 子	2 8 番	道 祖 満

(欠席議員 0名)

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 兼 丸 義 経

議会事務局次長 上 野 恭 裕

議事総務係長 安 藤 良

書 記 伊 藤 裕 美

議事調査係長 淵 上 憲 隆

書 記 宮 山 哲 明

書 記 奥 雄 介

◎ 説明のため出席した者

市 長 武 井 政 一

副 市 長 久 世 賢 治

副 市 長 藤 江 美 奈

教 育 長 桑 原 昭 佳

企 業 管 理 者 石 田 慎 二

総 務 部 長 許 斐 博 史

行政経営部長 福 田 憲 一

市民協働部長 小 川 敬 一

市民環境部長 長 尾 恵美子

経 済 部 長 小 西 由 孝

こども未来部長 林 利 恵

福 祉 部 長 東 剛 史

都市建設部長 大 井 慎 二

教 育 部 長 山 田 哲 史

公営競技事業所長 木 村 尊 治

企 業 局 次 長 今 仁 康

防災安全課長 大 庭 敏 一

財 政 課 長 松 本 一 男

契 約 課 長 山 本 直 樹

税 務 課 長 梶 原 あ ゆ み

医療保険課長 大 隈 友 加

公営競技事業所副所長 榊 敏 江

介護保険課長 許 斐 友 美 子

土木管理課長 榑 迫 博 史

農業土木課長 田 中 勝 之

庄内支所経済建設課長 原 昭 仁

企業管理課長 手 柴 弘 美

